

令和5年9月

第4回

会議議事録

議長 松澤 正久

署名委員 前田 健造

署名委員 豊田 満

川口市農業委員会事務局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和5年9月27日 供覧の上、公開して よいか伺います。		合議				
		農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査	事務局主事

# 第4回川口市農業委員会会議議事録

## 1 川口市農業委員会告示第6号

下記について付議するため、9月27日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第4回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会  
会長 松澤正久

### 記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

## 2 出席農業委員

会長 松澤 正久	会長職務代理者 前田 健造	1番 森 京子	2番 飯塚 秀行
3番 小櫃 敏文	4番 山岡 佐智子	5番 豊田 満	6番 中田 裕子
7番 中山 憲治	8番 沖田 保	9番 伊藤 勝博	10番 中山 正二

## 3 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

## 4 出席職員

事務局長 池沢 信幸 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之  
書記 廣内 琴乃

## 5 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の全員の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

## 6 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 前田 健造委員、5番 豊田 満委員を指名した。

## 7 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

## 8 議案の上程

### (1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

### (2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案No.1及びNo.2を一括上程し、説明を求めた。
- 2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.1及びNo.2は、関連がありますので、まとめてご説明いたします。

本件は、木曾呂の学校法人峯徳学園と安行領根岸のかたからの申請で、農地と農地を交換する議案です。詳細については、事務局から説明願います。」

- 3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、在家中学校から道路を挟んで向かいに位置する2筆、計1,982㎡の農地と、在家中学校から北東に400mほどの所に位置する3筆、計1,981㎡の農地で、両譲受人が農地を集約し農作業の効率化を図るため交換するものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農地の耕作状況及び農機具の保有状況を聴取した結果、No.1の譲受人は、現在所有している農地を全て耕作しており、申請地では、学園の生徒や園児の体験教育の場として花木園として整備するということであり、また、No.2の譲受人も、現在所有している農地を全て耕作しており、申請地では、ねぎ、じゃがいも等の野菜を栽培するという点であり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから、該当しません。

農地所有適格法人以外の法人による農地の取得等については通常認められておりませんが、No.1の譲受人は、農地法施行令第2条第1項第1号のハに該当する学校法人であり、農地を教育目的で使用する点については、農地の取得等が認められております。また、No.2の譲受人は個人ですので、該当しません。

信託の引受により権利を取得しようとする点に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、学校法人及び個人ですので、該当しません。

権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、No.1の学校法人は、不許可の例外が適用されます。また、No.2の世帯では、現在、譲受人、妻、子、子の妻の4人で、のべ年間590日従事し、ねぎ、じゃがいも等の野菜を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので、該当しません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、該当しません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、支障はないものと考えられます。

以上、調査結果よりNo.1は農地法第3条第2項第1号、第2号、第4号については同項ただし書きの不許可の例外規定に該当し、また同項第3号、第5号、第6号については該当せず許可要件の全てを満たしていると思われ、No.2は農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

- 「9月22日、事務局のかた及び伊藤委員と現地調査をして参りました。ただいまの事務局からの説明で問題ないと思われます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。」
- 5) 議長は第1号議案No.1 及びNo.2 について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

## 9 連絡事項

- ・令和6年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について
- ・令和5年度女性の新任委員初任者研修会について

## 10 閉会

午前10時35分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第4回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和5年9月27日

議長

Ⓜ

署名委員

Ⓜ

署名委員

Ⓜ